

児童発達支援事業所・笑顔のはな ふじみ野教室 運営規程

(事業の目的) ★

第1条 この規程は、株式会社Community Linksが開設する児童発達支援事業所・笑顔のはな ふじみ野教室（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「児童発達支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援（以下、「通所支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針) ★

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

児童発達支援

事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行う。

- 2 通所支援の実施に当たっては、障害児又は障害児の保護者の必要なときに必要な通所支援の提供ができるよう努める。
- 3 通所支援の実施に当たっては、県及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業者は、指定障害児通所支援事業所ごとに、心身の健康等に関する領域（5領域※）との関連性を明確にした指定障害児通所支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表を行う。
※「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」及び「人間関係」を含む内容
- 5 事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努める。
- 6 前5項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法施行条例」（平成24年埼玉県条例第68号。以下「埼玉県条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等) ★

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童発達支援事業所・笑顔のはな ふじみ野教室
- (2) 所在地 埼玉県富士見市ふじみ野西1-13-2 Gracepier 1階

(従業者の職種、員数及び職務内容) ★

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている通所支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に面接した上で行ったアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画（以下、「通所支援計画」という。）を通所給付決定保護者の同意を得て、作成しなければならない。通所支援計画を策定した際には、通所支援計画を通所給付決定保護者及び通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。通所支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員又は保育士 2人以上

通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

(4) 機能訓練担当職員 1人以上

通所支援計画に基づき、障害児に対し日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間) ★

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 月～金：午前 9 時 30 分から午後 2 時

午後 3 時 15 分から午後 5 時

土曜：午前 9 時 20 分から午後 4 時 35 分

(3) サービス提供時間

児童発達支援

月～金： 預かり型 午前 9 時 30 分から午後 2 時

小集団療育型 午後 3 時 15 分から午後 5 時

土： 個別療育型 午前 9 時 20 分から午後 4 時 35 分

(利用定員) ★

第6条 児童発達支援の利用定員は、1日当たり合計10人とする。また各単位の定員は次のとおりとする。

- (1) 単位① 10人

(事業の内容) ★

第7条 通所支援で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - ア) 日常生活訓練
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - イ) 集団生活適応訓練
会話、手話、点字、パソコン操作等
 - ウ) 創作的活動
絵画、工作、園芸等
 - エ) 相談業務
健康、福祉、生活の相談等
- (3) 介護サービス
更衣、排せつ等の身体介助
- (4) 送迎サービス
障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額) ★

第8条 通所支援を提供した際に受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として障害児の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領する。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、通所支援において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 創作活動に係る材料費 実費
- (2) 事業所外活動に係る交通費等 実費

3 第1項及び第2項の支払を受ける場合には、あらかじめ、障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、障害児の保護者の同意を得る。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った障害児の保護者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域) ★

第9条 通常の事業の実施地域は、富士見市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項) ★

第10条 利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。

- (1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- (3) 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害児やその家族等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(緊急時等における対応) ★

第11条 事業所の従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、障害児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策) ★

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的計画を立て、必要な食糧等の備蓄を行う。また、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の障害の種類) ★

第13条 事業所において通所支援を提供する対象者は次のとおりとする。

- (1) 知的障害
- (2) 発達障害

(虐待の防止のための措置に関する事項) ★

第14条 事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待の防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等) ★

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等) ★

第16条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 3か月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 6か月に1回以上

訓練の実施 6か月に1回以上

(身体拘束等の禁止) ★

第17条 事業所は、通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

(安全計画の策定等) ★

第18条 事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において、「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(自動車を運行する場合の所在の確認) ★

第19条 事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

(苦情解決) ★

第20条 事業所は、その提供した通所支援に関する障害児の保護者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じる。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第21条 事業所は、提供する児童発達支援について、従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図る。

2 事業者は、おおむね一年に一回以上、前項における評価及び改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(その他運営についての留意点) ★

第22条 事業所は、適切な通所支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業員は業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持する。
- 3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を定める。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を提供した日から5年間保存する。
- 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(委任)

第23条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社Community Linksと管理者との協議に基づいて定める。

附 則

- この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- この規定は、令和5年8月1日から変更する。
- この規定は、令和6年4月1日から変更する。
- この規定は、令和7年11月1日から変更する。
- この規定は、令和8年4月1日から変更する。